

「(仮称) 神楽山風力発電事業環境影響評価準備書」に対する環境大臣意見

本事業は、J R 東日本エネルギー開発株式会社が、福島県いわき市において、総出力最大 68,800kW の風力発電所を設置するものである。

本事業は、再生可能エネルギーの導入に資するものであり、また、福島県を始めとした「福島県阿武隈風力発電環境アセスメントコンソーシアム」が、当該地域の復興にも資することを目的として配慮書手続を実施した「(仮称) 福島阿武隈風力発電構想」の一部を公募により承継したものであることから、地球温暖化対策及び福島県の復興推進の観点からは望ましいものである。

一方で、対象事業実施区域及びその周辺では、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号。以下「種の保存法」という。)に基づく国内希少野生動植物種に指定されているクマタカの生息が複数確認されているほか、同区域の周辺ではそのペアによる営巣及び繁殖が確認されている。

本事業の実施に当たっては、以下の措置を適切に講ずるとともに、その旨を評価書に記載すること。

1. 総論

事業実施に当たっては、以下の取組を行うこと。

(1) 追加調査等について

改変区域の一部の範囲で植物の現地調査が行われていないため、環境影響の予測及び評価に影響を及ぼす可能性がある。このため、植物の現地調査については、専門家に調査範囲を確認の上、追加調査を行うこと。また、追加調査の結果を踏まえ、必要に応じて風力発電設備及び取付道路等の附帯設備の構造・配置並びに環境保全措置及び事後調査の内容等について再検討を行うこと。

(2) 事後調査について

ア. 事後調査を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を講ずること。

イ. 上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、これまでの調査結果及び専門家等の助言を踏まえて、措置の内容が十分なものとなるよう客観的かつ科学的に検討すること。

ウ. 事後調査により本事業による環境影響を分析し、判明した結果に応じて講ずる環境保全措置について、検討の過程、内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。

(3) 累積的影響について

本事業の対象事業実施区域の周辺では、他事業者による複数の風力発電事業の環境影響評価手続が進められているため、引き続き、可能な限り事業者間で協議・調整し、必要な情報を共有し、累積的な影響を考慮した事業計画とすること。

2. 各論

(1) 鳥類に対する影響

対象事業実施区域及びその周辺では、種の保存法に基づく国内希少野生動植物種であるクマタカの生息が複数確認されているほか、同区域の周辺ではそのペアによる営巣及び繁殖が確認されていることから、本事業の実施に伴う鳥類の風力発電設備への衝突や移動経路の阻害等による重大な影響が懸念される。

このため、本事業の実施による影響を回避又は低減する観点から、以下の措置を講ずること。

ア. 鳥類のブレード、タワー等への接近又は接触に係る環境影響評価の予測には大きな不確実性を伴うことから、稼働後のバードストライクの有無に係る事後調査を適切に実施するとともに、バードストライクが確認される等、重要な鳥類に対する重大な影響が認められた場合は、専門家等からの助言を踏まえて、ブレード塗装やシール貼付など、鳥類からの視認性を高める措置、稼働調整等を含めた追加的な環境保全措置を講ずること。

イ. 稼働後においてバードストライクが発生した場合の措置の内容について事前に定め、重要な鳥類の衝突等による死亡・傷病個体が確認された場合は、確認位置や損傷状況等を記録するとともに、関係機関との連絡・調整、死亡・傷病個体の搬送、関係機関による原因分析及び傷病個体の救命への協力を行うこと。

(2) 土地改変における環境影響

本事業の工事計画は、風力発電設備の設置及び工事用・管理用道路の新設等により比較的大きな改変を伴うものであり、また、対象事業実施区域の一部が森林法（昭和 26 年法律第 249 号）に基づく水源かん養保安林に指定されていることから、これらの土地の改変に伴う森林の伐採、土砂の崩落及び流出による水環境、植物及び生態系等への影響が懸念される。このため、ヤード及び道路等の設計や工法に関して、更に検討を行うことにより、切土量及び盛土量を可能な限り少量化すること。

(3) 発生土や伐採木等の廃棄物

本準備書によれば、発生土については埋め戻し、盛土及び敷き均しに利用し、残土は発生させないこと、伐採木等の廃棄物については可能な限り有効活用に努めることとする計画となっている。しかし、全ての発生土や伐採木等の廃棄

物（以下「発生土等」という。）の有効活用等を完了するまでには、比較的長期間を要する可能性があること等から、以下の措置を講ずること。

ア. 発生抑制の徹底

工事規模や工法の工夫等により、発生土等の発生量を可能な限り抑制すること。

イ. 発生土等の運搬・一時保管・処理

発生土等を運搬する場合には、飛散・流出等により周辺環境に影響を及ぼさないよう、適切に運搬すること。また、ヤード等における一時的な保管時や残土処理する場合には、濁水の発生防止や土砂の流出防止その他周辺環境に影響を及ぼさないよう、適切に管理すること。

ウ. 廃棄物の処分

廃棄物を処分する場合には、それらの放射性物質濃度を調査するとともに、関係機関と調整した上で、適切な方法で運搬及び処分等を実施すること。